

月報

86号

発行所

青丘文庫

編集・発行★韓哲曜

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンド青丘ビル2F

TEL (078) 734-5989

FAX (078) 735-8660

日韓キリスト教史研究会 第33回例会

一九九三年五月二二日

「崔容信について」 藤岡羊子

記録にも残らず、埋もれている多くの教会へ連なる女性を思う。彼女たちの生き様を記録に残し、その歩みから学ぶことの大切さを感じる。

さて、「韓国基督教の歴史2」の翻訳作業をする中、八章三節「農村運動」の中で、YWCAの農村事業の話を聞く。一九二〇〜三〇年代の基督教女性運動は、日本の文化統治のもつ弱点を最大限利用し、知的水準の開発・教養・奉仕団体の組織による啓蒙的活動を通じて、民族の覚醒を求める方式をとった。農村においては、YWCAに代表される農民啓蒙を主として行った。崔容信も、この活動を担った一人だった。

私にいかにか一人の人間として生きるかを、教えてくれたのが崔容信だった。彼女のことを、もつとよく知りたいし、その生き方より、多くを学びたいと思いつくこととなった。

崔容信は、子供時代は教会で、少女時代は樓氏女子学校で育った。一〇才の一九一八年春、斗南里の斗南学校に通ったが、両親の希望で宣教師の運営する樓氏女子普通学校へ転校した。そこを卒業後、樓氏女子普通高等学校へ入学した。高校在学中も貧しい経済事情で、昼食を抜いたり、時に授業料が出せず図書館でアルバイトをして日給を受け、それを授業料に当てて勉強した。そして一九二八年春、主席で卒業した。高校卒業後、当初は看護員になろうと考えたが、兄の反対でやめて高校の宗教の先生だったチョン牧師の激励を受け、協成女子神学校(一九二〇年九月設立)本科へ同年春入学する。この時、崔容信の後の生き方に影響を与えた黄愛施徳(エスタ)と出会う。彼女を通じて、崔容信は学問的な学び・実践をし、農村へ入り、農村啓蒙運動の実習をすることとなった。崔容信は学校へ通いながら、最初の年は、黄海道遂安郡龍現里、

その次の年には、慶尚北道浦項のオクマ洞で実習し、卒業の一年前に退学して、一九三二年一〇月京畿道華城郡半月面泉谷里へ農村事業をするため赴任した。そこを紹介したのは、当時水原地方の女性教会の総務であったミラー(J.A. Miller)夫人だった。一九〇七年設立された泉谷教会には、崔容信が赴任する前、協成女子神学校の二回の卒業生の張明德伝道氏が、牧会しながら女性として宣教の要所を定めていた。崔容信の農村事業は、黄愛施徳の計らいで、YWCAより負担した。崔容信は、泉谷へ赴任するや否や、教会員や地域住民の協力を受けて、泉谷学院を設立し婦女子を教育し、その合間に伝道をした。ある程度、事業が軌道に乗ってから、一九三二〜三四年春まで二年半だけの予定で、再び、勉強するため日本へ留学した。彼女は当時、先輩たちが多く学んでいた神戸女子神学校の社会事業科へ入学。しかし、脚気の病気にかなり六カ月だけで、学業を中断して一九三四年九月帰国する。病気の体で故郷へ戻り、静養することも考えたが、それをやめて泉谷へ戻る。

一九三四年一〇月YWCAの援助が断たれ、崔容信は、闘病しながら、「女論」という雑誌を通じて、農村の窮乏と農村啓蒙の重要性を訴えるが、当時の既存教会は冷やかだった。しかし、幸いにも当時、水原のノンラン農立学校在学中だった柳達永を始めとした学生たちが、お金を集めて送金し、泉谷の事業は継続された。崔容信は、病気が悪化し、一九三五年一月二三日、二七才の年で亡くなる。彼女が育てた泉谷学院の子供たちの手で学院の傍らへ埋められた。

以上、崔容信の生涯及び、その働きを見てきたが、今後の課題としては、私の所属する日本基督教団の女性性は、この同時代どのような働きがあったかを、崔容信を始めとする朝鮮の監理教の女性たちの働きと、比較してみたい。また、神戸女子神学校時代の崔容信及び、同時期、朝鮮より留学していた学生についても、調べてみたい。

朝鮮民族運動史研究会 第二三回例会

朝鮮人アナキズムの受容と展開

―朝鮮人の初期アナキズム運動―

堀内 稔

一九二〇年代の初めにアナキズム運動を担った人々が、どのような形でアナキズム思想を受け入れ、運動を展開したのかを、日本、朝鮮、中国のそれぞれの地域に分けて報告した。

日本では朴烈の影響が大きい。彼は一九一九年秋頃に渡日し、新聞配達をはじめいろいろな職業を点々とする中でアナキズムに接し、朝鮮苦学生同友会に参加、二十一年一月には金若水らと黒溝会を組織する一方、秘密結社の義拳団などを組織して親日腐敗分子に対する直接行動を行った。黒溝会が解散したのち、朴烈、金重漢、徐相一、洪鎮裕らアナキズム派は黒友会を組織(二十二年一月)したが、二三年の「朴烈事件」で運動は一時頓挫した。

朝鮮では、李允熙、李康夏らによつて二十三年一月に組織された黒友会が本格的なアナキズム運動の最初とされる。設立後まもなくメンバーの李允熙や金重漢が渡日したこともあり、この組織の活動は明らかではないが、後に李康夏は活動中に警察の襲撃を受けて捕まり大田監獄で獄死した。なお、黒友会の創立には朴烈も関ったとされ、また李康夏は在日の経験もあることから、日本の影響を強く受けているといえる。その後朝鮮では、黒旗連盟事件(一九二五年四月)、真友連盟事件(一九二六年七月)などがある。いつい起こるが、黒旗連盟には申榮雨、徐相庚、真友連盟には徐東星と日本の黒友会のメンバーが入っており、ここでも日本か

らの思想の影響が伺える。

中国でのアナキズム運動は、中国人のパリグループの影響を強く受ける。一九〇七年頃にパリに集まった中国人がアナキズム運動を展開、中国に帰国した後も運動を継続した。これがパリグループで、中心的な人物は李石曾、吳稚暉ら。

申采浩は北京大学の李石曾教授と蔡元培総長と友誼関係にあり、一九二三年一月の朝鮮革命宣言は彼等のアナキズム思想の影響が伺われる。

中国でのアナキズム運動の中心メンバーの一人である李丁奎は、二二年に北京に来て、李會榮、申采浩、魯迅兄弟、エロシエンコ、范本梁らと交流しながら北京大学の李石曾、蔡元培氏の好意で北京大学経済学部二年に編入したという経歴からみて、彼等の影響からアナキズム思想に転じたといえる。また鄭華岩も北京大学で教鞭をとっていた魯迅、エロシエンコらと交流するうちにアナキズムに染まったと回想している。一方李會榮は李丁奎との関係からアナキズムに接した。

中国での運動は李丁奎、鄭華岩、李會榮らによつて一九二四年四月に北京で在中国朝鮮無政府主義者連盟が結成され、機関紙として『正義公報』を発刊、また一九二八年五月には朝鮮、中国、日本、台湾、フィリピンなどのアナキスト代表者が南京に集まつて東方無政府主義者連盟を結成(書記局委員として李丁奎、赤川啓来、毛一波、汪樹仁らが選出さる)するが、これらの組織がどのような活動をおこなったのかについての詳細は、いま一つ明らかではない。

以上、朝鮮人のアナキズムの受容には日本および中国の運動が強く影響した。朝鮮本国の運動も日本の影響を受けて展開されたといえる。

一九九三年五月一六日 在日朝鮮人運動中研究会 第一五六回例会
『日本国憲法と在日朝鮮人』 梁 泰 昊

朝鮮人が日本国憲法に遭遇したのは一九一〇年八月、韓国併合によってであった。このときから大日本帝国臣民として位置付けられ、一九二五年の普通選挙改正により在日朝鮮人の男子には選挙権が付与されることになった。旧憲法においては国民の三大義務のひとつとして徴兵があったが、一九二七年施行の兵役法では長い間「戸籍法の適用を受ける者」をその対象とし、在日朝鮮人を直ちに徴兵するとはせず、第二次大戦が深まると一九四三年から「朝鮮戸籍法の適用を受ける者」をも徴兵対象とし、翌四四年から実施した。

一九四五年八月、日本の敗戦により朝鮮は解放されたが在日朝鮮人は引き続き日本国籍を有する者と規定された。つまり在日朝鮮人に関する限り、引き続き日本の主権下に置かれ、日本国憲法の支配を受けたのである。にもかかわらず同年二月の普通選挙法改正により「戸籍法の適用を受けない」という理由で選挙権を喪失した。いわば国民ではあるが公民権を停止させられた状態といえる。

一九四七年五月二日、新憲法の施行前日に外国人登録法が施行されたのは象徴的意味を感じさせる。というのは新憲法には国民の基本的権利を中心とした柱としてゐるが、同令では「外国人と見なす」という付則により、この国民の範疇に入ることかきわめて不透明になったからである。

一九五〇年、憲法第一〇条を受けた国籍法が改正されたが、ここでは日本人を父として生まれた子が日本人になると規定し、朝鮮人は法の外に置かれた(ただし一九一〇年から五二年の間に生まれた者は、出生のときには「日本人」の子なのであるから日本国籍を持つてはとの疑念は残る)。

同年「日本国憲法の精神に則り」施行された公職選挙法には「戸籍法の適用を受けない者の選挙権および被選挙権は、当分の間、停止する」との付則をもうけた。つまり在日朝鮮人は憲法第二五条の権利を享有できなかったのである。

一方、同年「日本国憲法第二五条に規定する理念に基づき」改正された生活保護法では日本国民でないすべての者は対象にはならないが、「在日朝鮮人で日本国籍を離脱していない者は差し当たり日本国民として取り扱う」としている。その際、保護の申請および不服申し立てについては外国人登録証明書を提示することとされた。

新憲法をうけて多くの法整備が行われた一九五〇年という年はもつと注目されていゝと思われる。たとえば同年六月に勃発した朝鮮戦争に在日韓国人が義勇兵として参戦しているが、これがもし日本人であったならば憲法九条に違反したことになるかもしれない。

皮肉なことに在日朝鮮人が初めて新憲法の対象として位置付けられたのは、民族教育の確立という事態によつてであった。すなわち日本国民である限り憲法上の義務教育(第二三条)の対象になり教育基本法および学校教育法の適用を受けるということが、一九四八年から四九年にかけての朝鮮人学校閉鎖の根拠とされたのである。

一九五二年サンフランシスコ条約の発効にともない晴れて(?)外国人となった在日朝鮮人はその日から日本国憲法の傘の下から追い出された。その第一のときとは従前から日本の公務員であった者に対し、帰化するかさもなければ辞職

するかの二者択一を迫ったことである。同時に恩給を受けていた人もこれを停止された。今の感覚で考えればはなはだしい人権無視というほかない。

外国人にならなければならないことは教育・勤労の権利と義務(第二三条・第二七条)および納税の義務(第三〇条)から除外されることを意味した。小・中学校にはいるにも納税が必要であったし、進学差別・就職差別はここに端を発していたと言えよう。納税については誰もがその義務を果たしていると考えているが、実際には憲法上の義務としてではなく、各税法の適用を受けているにすぎないという変則(トリック)の状態にある。

反面、朝鮮人にとつては義務教育の対象にならないことが、朝鮮人学校を再建し維持運営する上で都合な担保にもなった。学校教育法の適用を受けないことによつて教員資格や教科内容(教科書を含む)を自由に定めることができたからである。

朝鮮人にとつてもつと切実な問題は「健康で文化的な生活を営む権利」を明記した憲法第二五条からの除外であった。そのため生活保護を受ける権利がなく、辛うじて準用という例外措置がとられたが、それはあくまで日本の善意による恩恵にすぎないものとされた(不服申し立てができない)。しかも生活保護を受けることは当時において入管法第二四条の退去強制事項に抵触するという不安に脅かされた。

一九五九年「憲法第二五条第二項に規定する理念に基づき」施行された国民年金法は、一九八二年まで在日朝鮮人をはじめとする外国人を対象に含まなかった。こんにち無拠出型の老齢基礎年金・障害基礎年金に差別が残されているのはここに由来する。

在日朝鮮人の社会的権利について多少なりとも前進があったのは一九六六年一月に発効した日韓協定の地位協定によることである。このとき「日本政府は在日韓国人の教育・生活保護・国民健康保険について妥当な考慮を払ふ」と規定されたのである。これをうけて一九六五年二月、文部省次官通達が出されたが、それは今も在日朝鮮人の教育のあり方を拘束している(一九九一年の局長通知により一部是正)。

日韓協定の地位協定が日韓条約を前提とする二国間の取り決めであったとすれば、在日朝鮮人に対する差別政策に本格的に風穴をあけたのは一九七九年の国際人権規約および一九八一年の難民条約加入である。憲法は日本が批准した国際人権尊重することをうたつており(第九八条)、法律よりは上位の法的根拠になるため、それぞれの条約にそつて国内法が整備された結果である。

確認すべきは一九九一年の日韓外相実務会談日韓協約および日韓協定の地位協定に根ざしているという点である。その内容は外国人の権利とみるかぎり、ほとんど望みうる限度のところまで到達したといえる。

その後にあられわっている問題は公務就任権・参政権であるが、これらは詰まるところ、日本国憲法を第一(象徴天皇制)をも含め九一と受認するのにかどうかという問題である。憲法第九九条には公務員に対する憲法遵守義務がある。はたして日本国憲法の遵守を誓う者が実態的に外国人と言えるであろうか。またこうした時点においてなお外国人であると主張する理由は何であろうか。

内国人と外国人との間には境界があるというのが、これから続くであろう国民国家の現実である。それぞれの国には憲法があり、それに服すのが国民なのであって、その差異を厳密に受け止めることが当面の課題である。

◆新着図書御案内◆

・特殊労務者の労務管理

飛田雄一

・日帝下支配政策資料集1517

高麗書林発行

・資料 日中戦争期阿片政策

江口圭一編著

・朝鮮徴兵準備読本

金英達

・南方軍政関係資料⑩ 比島調査報告 一・二巻

寺田勇文解説
京大文学部発行

・小倉進平博士著作集(二) (四)

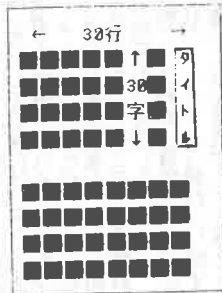
☆お知らせ☆

研究会発表者のみなさまへ

月報原稿の書式が変わります。
次回より、月報の原稿はワープロ清書される
場合、縦書き、2段組にてお願いいたします。
字数、行数自由。但し、なるべくA4用紙1枚
に収まるようにして下さい。

(例)

一七〇〇字の
場合



◇研究△云御案内◇

日韓キリスト教史研究会 三五回例会

一九九三年七月一七日(土) 午後二時

報告者 姜 信龍 氏

テーマ 「フエンウィックの朝鮮伝道」

合同研究会 一九九三年七月一八日(日)

△第一部▽

朝鮮民族運動史研究会 第二三五回例会

時間 午後一時～三時

報告者 藤永 壮 氏

テーマ 「上海における陸海軍慰安所について」

△第二部▽

在日朝鮮人運動史研究会 第二五七回例会

時間 午後二時半～五時半

報告者 金森 襄作 氏

テーマ 「大阪方面委員会について」

※場所はいずれも青丘文庫にて

☆新刊☆

特殊労務者の労務管理

十五年戦争重要文献シリーズ⑫

飛田雄一編・解説 不二出版

定価 七、五〇〇円